

現場説明要項書

玉野医療センター

1	工事名	玉野市民病院解体撤去工事
2	竣工年月日	令和9年3月1日から令和9年3月31日までの間に工事を完了すること
3	工事契約保証	地方独立行政法人玉野医療センター契約規程の定めによる
4	前金払、中間前金払、部分払及び精算払	部分払回数は0回 部分払及び竣工時の支払いを受けようとする部分に関係ある材料試験成績表、工程表及び竣工写真を提出すること。
5	現場代理人及び監理技術者	<p>本工事施工について現場代理人及び監理技術者等は下記のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">現場代理人 1名 監理技術者(主任技術者) 1名</p> <p>a) 現場代理人は監理技術者(主任技術者)を兼ねることができる。 b) 監理技術者は一級建築士もしくは一級建築施工管理技士とする。 c) 現場代理人及び監理技術者は、工事期間中当現場に専任常駐すること。</p>
6	提出書類	別表に示すほか、監督員の指示するもの。 様式のうち、請負者の任意によるものは、表紙を添付し提出すること。
7	工事写真	<p>請負人は工事の進行と共に、請負人の負担において記録写真を撮影し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>イ. 着手前及び完成写真 ロ. 工事施工状況 ハ. 使用材料写真 ニ. 後刻検査不可能な箇所又は困難な箇所 ホ. そのほか監督員が指示した箇所</p> <p>記録写真は、被写体の寸法が判るように、ポール、スタッフ、紅白ロッド等を使用し、黒板に内容を記入して撮影すること。</p>
8	関係官庁そのほかへの手続き	工事に必要な関係官公署への諸手続きは請負者が迅速に行い、これに要する経費は請負者の負担とする。
9	準備、調査	工事の施工にあたり、必要に応じ工事内容を現場付近の住民に説明を行い、地元関係者との紛争がないよう十分配慮すること。

10	設計図書の優先順位について	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場説明事項 2 特記仕様書 3 設計図 4 公共建築(改修)工事標準仕様書
<p>以上の順位として入札閲覧に供した内訳明細書は見積書式の要領を示した参考であり、これに数量の過不足があっても設計変更は行わない。</p> <p>図面に記載されていない事項は、公共建築(改修)工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和7年版)による。</p> <p>設計図書、仕様書の内容に疑義を生じた場合や、工事現場の状況が設計図書と一致しないとき、また設計図書、仕様書に明示がない事項については、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けて施工すること。</p>		
11	質疑応答	入札公告による。
12	工事用動力用水について	施設内の設備が利用できる。ただし、不足する場合、施設の運営に支障がある場合等は、請負者の負担で準備すること。
13	復元補償について	<p>工事資材の搬入搬出及び工事施工の際、通路沿線の家屋、工作物、工事現場の近隣家屋工作物、敷地内の既存建物に、損傷が予想される場合は、工事着手前に所有者の承諾を得て、事前調査(写真撮影等)を行うと共に、損傷を与えた場合は請負者の負担において直ちにこれらの復元補償を行うこと。</p>
14	安全対策について	<p>工事期間中は、当該施設の運営及び近隣住民の生活に支障を来さぬよう、安全対策に十分配慮すること。また、下記事項について厳守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事車両は近隣道路内に駐車をしないこと。 2 関係者と協議のうえ、交通安全対策を行うこと。 3 工事期間中は日曜日の作業を中止すること。また、土曜日及び午後5時以降の作業については騒音等配慮すること。 4 断続的な車両の出入り時、大型車両の出入り時、などは交通誘導員を配置し、安全を確保すること。
15	そのほか	施設及びその周辺において、喫煙は原則禁止とする。

(別表)

	提出書類	備考	様式
1	工事請負契約書	2部	法人
2	建設リサイクル法関係書類	事前説明事項(該当工事のみ・契約前)	法人
3	工程表	2部	法人
4	現場代理人等の指名について		法人
5	工事着手届		法人
6	工事完了届		法人
7	請負代金請求書		法人
8	施工体制台帳(写し)、施工体系図(写し)、下請負契約書(写し)	施工体系図は工事場所に掲示すること。	請負者
9	工事实績データ登録(CORINS)	請負額 500 万円以上場合 契約、変更、完了	所定
10	石綿関連事前調査結果報告書	大気汚染防止法第 18 条の 15 調査結果は工事場所に掲示すること。	請負者 ※ 1
11	施工計画書	2部 請負額 2,000 万円未満の工事については 監督員と協議のうえ省略することができる。	請負者
12	実施工程表	2部	請負者
13	再生資源利用[促進]実施書	請負額 100 万円以上の場合 「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)」に 入力し、監督員の確認を受けること。	所定 ※ 2
14	再生資源利用計画書	①土砂 500 m ³ 以上、②砕石 500t 以上、 ③加熱アスファルト混合物 200t 以上の いずれか 1 つでも満たす建設資材を搬入する 場合 「建設副産物情報交換システム(コブリス・ プラス)」に 入力し、監督員の確認を受けること。	所定 ※ 2
15	再生資源利用促進計画書	①土砂 500 m ³ 以上、②コンクリート塊+ アスファルト・コンクリート塊+建設発生 木材の合計 200t 以上のいずれか 1 つでも 満たす指定副産物を搬出する場合 「建設副産物情報交換システム(コブリス・ プラス)」に 入力し、監督員の確認を受けること。	所定 ※ 2
16	マニフェスト	請負額 100 万円以上の場合 E 票の写し	所定
17	使用材料承認願	2部 資材及び労力については、極力市内から 調達すること。	請負者
18	施工図	2部	請負者

19	資材検収簿	搬入材料の明細書を作成し、搬入ある毎に提出し検収を受けること。	請負者
20	材料試験成績表	鉄筋、コンクリート、そのほか監督員が指示する材料について試験を行うこと。	請負者
21	打合せ議事録	監督員との打合せ事項、下検査の指示事項等を記録すること。 監督日誌を兼ねる。	請負者
22	工事出来高報告表(月報)	請負額 500 万円以上かつ工期 2 ヶ月以上の工事について、状況写真と共に毎月 10 日までに提出すること。 状況写真については電子データと共に提出すること。	法人
23	工事写真	着工前、工事施工中見え隠れ部分の採寸の状態を撮影し提出すること。	請負者
24	竣工写真	外部は 4 面、内部は各室 2 面を原則とし、撮影箇所を明記すること。 電子データと共に提出すること。	請負者

- ※ 1 下記工事に該当する場合は、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して労働基準監督署へ報告すること（石綿障害予防規則第 4 条の 2）
- 一 建築物の解体工事で、当該工事に係る部分の床面積の合計が 80 m²以上のもの
 - 二 建築物の改修工事、工作物の解体工事又は改修工事で、当該工事の請負代金が 100 万円以上のもの
- ※ 2 システム利用料は現場管理費に含む。